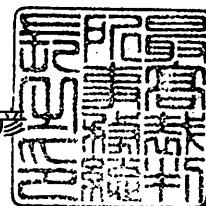


平成31年4月17日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

4月17日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁判所において司法行政文書開示通知書を作成する場合、原局及び原課を除き、どの役職の人間が決裁に関与することになっているかが分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、3月27日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 秘書課の所管する事務は多岐に渡ることから、その事務ごとに個別に決裁

者を定めることは困難であり、本件申出に係る文書を作成又は取得していない。

また、最高裁判所内において本件開示申出に係る対象文書を探索したが、存在しなかった。

イ したがって、原判断は相当である。